

令和5年度

社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会

事 業 計 画

基本理念

島だからこそできる

家族のような“互近助”どうしの支え合い

そんな福祉のまちを 住民とともに目指します。

社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会

職 員 理 念

- ① 私たちは、住民から気軽に相談していただけるよう、
親しみやすい対応を心がけます。
- ② 私たちは、住民の不安や願いを受け止め、
解決に向け一緒に取り組ませていただきます。
- ③ 私たちは、福祉活動のプロフェッショナルを自覚し、
最良のサービス提供に努めます。
- ④ 私たちは、福祉課題に対し先駆的な取り組みを行うなど、
チャレンジ精神をもって業務を遂行します。
- ⑤ 私たちは、住民の期待に応え、信頼される業務を行い、
住民の幸せを私たちの喜びとします。

令和5年度 社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

わが国では、近年、単身世帯の増加や個人の価値観・ライフスタイル・雇用環境の変化、家族・地域の互助的な役割の低下など、社会構造の変化に伴い、「社会的孤立」、「経済的困窮」という社会的リスクが増大し、複合的な課題を抱えている相談が増えています。

こうした中で、社協は、窓口に直接的に寄せられる相談に対して、個別に対応するだけでなく、住民活動や専門職等のネットワークから生活上の課題を把握し、問題解決と予防のための地域づくりにつなげることが求められています。

広島県では、令和2年4月「広島県地域福祉支援計画」を策定し、住民と専門職、そして多様な主体が連携・協働して取り組むための仕組みづくりとして、重層的なセーフティーネットを構築するとともに、地域福祉を推進するための諸施策の取り組みの方向性を示し、県民が誰一人孤立することなく、世代を超えて、住み慣れた場で、生き生きと暮らすことができる「地域共生社会」の早期実現に向けた取り組みが進められています。

また、大崎上島町では、平成31年3月「第2次地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会には、地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や福祉活動への住民参加促進など、地域に密着した活動を行政とのパートナーシップのもと安定的に継続して実施していくことが役割として期待されています。

本会は、総合相談の展開の中で、課題解決に向けた支援を個々のケースごとに組み立て、局内外の他機関と連携して、必要な社会資源に「つなげる」という視点をもって、取り組んでまいります。

【重点的な取り組み】

(1) 断らない相談支援体制の構築

①町域の福祉総合相談窓口の構築

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は多機関につなぐ機能を強化する。

各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにネットワークづくりを推進する。

(2) 社会とのつながりや参加の支援

①地域福祉活動協力員の支援及び確保・養成

新たな活動ができる人材や地域の中で支え合い活動が継続実施できるようボランティア等福祉活動人材を確保する取り組みを推進する。

赤い羽根共同募金の助成を受けてボランティアスクールを開催する。基礎知識や福祉活動への理解を深め、ボランティアの養成、育成を行う。

また、講座の終了後はボランティアとして活動できる場を提供する。

②サロン活動の拡充・強化

地域の実情に応じた3密を防ぎながらつながりを切らない地域の集いの場を確保するとともに、住民の生活課題に気づき、解決に向けた取り組みが行えるよう支援する。

(3) 地域づくりに向けた支援

①小地域福祉活動（互近助活動）の推進

小地域における共助（見守り・生活支援等）の仕組みづくりを推進するため、地域の生活課題への対応を協議する場「地域づくり会議」の組織化を図り、住民が主体的に参画する地域福祉活動を支援する。

②生活支援体制づくりの推進

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

また、支え合う地域づくり協議体委員会を設置し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する。

1. 法人運営部門

(1) 役員会等の開催

①理 事 会 年4回以上

②評 議 員 会 年3回以上

③監 査 会 年2回以上 （決算監査・定期監査）

④評議員選任・解任委員会 隨時開催

⑤各種委員会(生活福祉資金調査委員会、苦情処理第三者会委員会等 隨時)

⑥課題別委員会

(2) 経理事務・財務管理

(3) 職員採用や人事・労務管理、研修、能力開発

①職員連絡会議の開催

②役員・職員研修会

・役職員の研修会等への参加

・人権に関する学習会等への参加

③役職別、業務・担当別研修会等への参加

(4) 法務に関する業務

(5) 保健福祉センター経営

①東野保健福祉センター経営

②木江保健福祉センター経営

(6) 第4次地域福祉活動計画の進捗管理

令和3年度に策定した「第4次地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）」の実行を確実なものとするため、理事会において計画の進捗管理を行う。

(7) 【新規】事業継続計画（BCP）の策定

大規模災害などが発生した場合も、重要な業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、方針、体制、手順等を示した計画を作成する。

2. 地域福祉活動推進部門

(1) 小地域福祉活動推進事業

行政区単位（第3層）で、地域と共同して生活課題への対応を協議する場「地域づくり会議」を開催する。また、その場で決められた内容の進捗管理も行う。

さらには、旧町単位（第2層）で、区長・民生委員・高齢者巡回相談員の連携を強め、地域課題の解決を図れる体制づくりを目的とした「区長・民生委員・高齢者巡回相談員合同研修会」を年1回（6月）開催する。

引き続き、町域（第1層）では、各関係機関と連携して地域福祉活動を推進していくため「小地域福祉活動推進会議」を年1回（6月）開催する。

（2）生活支援体制づくり

- ①生活支援コーディネーターにより、地域の社会資源を把握、発見、再資源化し、住民や専門職がその資源を利活用できるようシステム化する。
- ②多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置し、地域課題の解決に向けた新しい社会資源の発見や開発を行うため「支え合う地域づくり協議体委員会」を開催する。
- ③「地域づくり会議」や「地域ケア個別会議」などに出席し、それぞれの地域課題を把握する。また、「地域包括・在宅介護支援センター情報交換会」へ月1回参加し、地域高齢者の現状を把握する。さらに、地域包括支援センターが日頃から把握した情報を月1回報告書において把握し、新たな仕組みづくりが必要な場合は、協議の場を持ち、対応策を検討する。
- ④多様な主体の参画による地域支え合い活動の展開を図るため、赤い羽根地域応援隊ボランティアスクールや既存の地域応援隊の研修会を通して、地域の取り組み状況を把握する。

（3）住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整

- ①行政（自殺対策関係機関連絡会議、地域自立支援協議会等）の会議や定例会へ出席し、関係機関との連携を図る。
- ②住民組織代表者（区長会、民児協等）の会議へ参加し、事業説明等を行う。
- ③施設・事業所を経営する法人が、災害時に係る相互支援体制の構築に向けての取組について協議する。

（4）ボランティア活動や地域福祉活動の推進・支援

- ①新たな担い手の確保のために赤い羽根ボランティアスクールを年2回（3回コース：昼・夜）開催する。内容はサロン協力員など地域福祉活動協力者の増員を目的としたものと、障がい児（支援）に対する地域住民の理解の促進を目的としたもの2本立てとする。
- ②既存の担い手が活動を継続できるように活動別研修会を開催する。また、適宜合同研修会を開催する。

③65歳以上の町民が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを支援する「介護支援ボランティア事業」において、必要に応じて介護事業所間協議を行う。また、そのボランティア研修会を年1回（8月）開催する。

④大崎上島町被災者生活サポートボラネット推進事業において、災害ボランティアセンター運営者研修会を年1回（9月）実施する。また、被災者生活サポートボラネット推進会議を年1回（5月）開催する。

⑤地域で支援の必要な方に、ちょっとした助け合いや、見守り、生活の支援をする地域住民ボランティアである「寄り添いパートナー」の研修会を年1回（10月）開催する。

⑥多世代（特に若年層）に地域活動や社協活動を紹介し、知っていただく機会を企画する。また、既存の集まりを活用し、地域の新たな取り組みの発見や社協事業の理解を深め、地域住民の社会参加やサロンの協力員などの新たな活動者を発見する。

（5）ふれあいいきいきサロン等の活動支援

①ふれあいサロン事業

各地域で実施されている「サロン」の活動を支援する。また、既存協力員のモチベーション向上を図るため「ふれあいサロン協力員連絡会」を年1回（2月）開催する。

また、未開催及び休止地区については、生活支援体制整備事業等において実態把握（アンケート）を行い、地域の実情に合わせて、区長や民生委員、地域住民と一緒に開催へ向けて取り組む。

②よってみんさい屋事業

中野、大串地区における「よってみんさい屋（常設サロン）」の継続を支援するため、赤い羽根地域応援隊ボランティアスクールと連動し、人材確保を行う。

また、地域での困りごとや住民ニーズに即応するため、必要に応じて協力員が協議する場を持つ。

（6）住民参加型在宅福祉サービス「かみじまネット」の充実

かみじまネット事業の住民周知を行うとともに、住民に利用しやすく、そ

の後の互近助活動に繋がるよう支援する。かみじまネット協力員との意見交換や他市町の活動や取り組みを知る機会として「かみじまネット研修会」を年1回（9月～10月）開催する。

また、かみじまネットの効果的な運営・発展を図るため、推進委員会を年1回（7月）開催する。

（7）障がい児者福祉サービスの推進

障害のある方への支援体制の拡充を図るとともに、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議を担うため「地域自立支援協議会」へ月1回参加する。

（8）福祉教育・啓発活動

①広報活動

「社協だより」を年12回発行する。

「社協ホームページ」のリニューアルを検討する。また、ホームページ以外のSNS等を活用した情報を発信する手段について検討する。

②「大崎上島町ふくしのまちづくりのつどい」を開催する。

11月3日（金） 会場：大崎上島文化センター「ホール神峰」

今年度は会場での集合型を基本とし、昨年度同様に当会YouTubeで後日配信も行い、より多くの方が参加や観ることができるようとする。

③地域リーダー研修会 年1回開催（7月）

福祉委員活動を強化することを目的に研修会を行う。

④福祉協力校指定事業 申請により町内8校・園を指定

学校・幼稚園・認定こども園と地域の新たな活動づくりを支援する。

⑤福祉教育「出前講座」 町内の学校や教育委員会へ福祉教育の必要性について説明し、児童や生徒が出前講座等で「ふくし」にふれあう機会を作る。

（9）当事者組織・団体、社会福祉関係団体の支援

①老人クラブの育成援助

大崎上島町老人クラブ連合会事務局

②障害者団体の育成援助

大崎上島町身体障害者福祉協議会事務局

わかばの会事業支援（障がい者スポーツ大会共同開催）

- ③大崎上島町遺族会連合会事務局
- ④日本赤十字社事業への協力
 - 日本赤十字社広島県支部大崎上島町分区事務局
- ⑤共同募金運動への協力
 - 大崎上島町共同募金委員会事務局

(10) 地域包括支援センターの受託経営 【別掲】

3. 福祉サービス利用支援部門

(1) 地域総合相談事業

- ①くらしの相談会 【別掲】
- ②地域包括支援ネットワーク会議 年4回
 - 関係機関との連携強化とネットワークの構築を図る。

(2) 権利擁護事業

①法人後見事業

福祉課と中核機関設置に向けて協議し、運営協力をを行う。

また、福祉課や成年後見制度に関わる団体等と共に、町民や専門職の成年後見制度の理解を深める研修会を開催する。

さらに、法人後見事業において受任した場合は、成年後見制度に関する相談の受付、諸手続きの支援、後見受任後の支援を行う。

②日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業：かけはし）

利用者や関係機関からのかけはし新規相談の受付を行う。

また、利用契約締結後は利用者の支援計画を作成し、かけはし専門員と生活支援員が連携して、利用者の金銭管理や福祉サービス利用手続きの支援を行う。

さらに、法人後見事業も含め、かけはし等の権利擁護に関する住民や専門職向けの研修会や生活支援員の増員を目的とした研修会を開催し、住民の活動の場を広げる。

(3) 生活困窮者自立支援事業（くらしの相談支援室）

①くらしの相談会 年3回（第3火曜日）

介護・障害・子育て・困窮に関する相談に関して関係機関が一体となり、

町内で年3回相談会を実施する。

②民生委員情報交換会 年9回（第3火曜日）

各地域を順に回り、民生委員児童委員と情報交換等を行う。

（4）資金貸付事業

①生活福祉資金貸付事業（県社協事業：受付事務等の受託）

【新】生活困窮者の生活状況に応じた適切な支援やコロナ特例貸付の借受人を対象とした、フォローアップ支援等を行う。

②高額療養費貸付事業（本会自主財源の貸付事業）

③民生資金貸付事業（本会自主財源の貸付事業）

（5）災害見舞金支給事業

（6）緊急用食料品等給付事業

生活困窮者へ食料等の現物を給付することにより、生活再建に向けた支援を行う。

（7）フード・マッチング事業

生活相談等があった食糧支援を必要とする世帯等に、県社協を通して企業から寄贈された食品を提供する。

4. 在宅福祉活動推進部門

（1）居宅介護支援事業 【別掲】

（2）社協ふれあいサービス事業

火・水・木曜日 週3日開所 実施場所：東野保健福祉センター

（3）生野島ミニデイサービス事業

月2回 木曜日開催 実施場所：生野島老人集会所

（4）認知症高齢者コミュニティ・ケア「夢ハウス」事業

毎週月・水曜日開催 実施場所：夢ハウス（原下の借家）

（5）外出支援サービス事業

本人が公共交通機関の利用が困難であり、同居家族又は島内居住の家族等に送迎手段が無い要支援・要介護認定者、事業対象者、障害者手帳の交付を受けた者等（行政の認可が必要）を対象に自宅から医療機関への送迎サービスを行う。

①運転協力員育成事業（福祉有償運送運転者講習会で養成） 年2回開催

②外出支援サービス研修会 年1回開催（6月）

（6）高齢者巡回相談員派遣事業

①町内に46名の相談員を配置し、70歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を巡回し、安否確認や事務局への報告を行う。

②高齢者巡回相談員連絡会 年2回開催（9～11月、3月）

③緊急れんらくばんの新規作成および更新

④避難行動要支援者支援制度に基づく避難行動要支援者リストの更新支援

（7）介護予防事業

①健康体操・・・・・・・ 毎週月曜日 東野保健福祉センターで実施

②ストレッチ大崎教室・・・ 每週水曜日 大崎産業会館で実施

③ストレッチ木江教室・・・ 毎週金曜日 木江保健福祉センターで実施

（8）福祉機器・福祉車両貸出事業

①福祉機器（電動ベット、車イス、ポータブルトイレ等）の無料貸し出しを行う。

②チャイルドシートやジュニアシートの無料貸し出しを行う。

（9）生きがい活動事業

①音楽とぬり絵を楽しむ会 年12回 木江保健福祉センターで実施

②卓球教室 毎週水曜日 東野保健福祉センターで実施

5. フェリー自動車乗船券取り扱い協力事業

- ・本所、大崎支所においてフェリー自動車乗船券（大崎上島↔竹原・安芸津）の斡旋を行う。大崎支所にパート職員1名（3日／週）を配置し、住民の移動経費軽減を図る。

令和5年度 大崎上島町地域包括支援センター事業計画

基本方針

地域住民の心身・健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行い、高齢者が住み慣れた大崎上島町で安心して笑顔で生活できるよう、さまざまな課題を総合的に支援する。

多種多様な高齢者を支えるために関係機関と連携し、社会資源のネットワークを構築するとともに、地域特性に応じた地域包括ケアシステムを実現していくための事業を展開する。

重点目標

地域住民が直面する課題が複雑多様化するとともに、社会や家族形態の変容により地域における支え合いの仕組みづくりが求められているなか、地域包括支援センターでは、専門職としての気づきから必要な支援につなげるため、住民に一層寄り添った相談支援と多様な機関との連携がますます重要となっている。

そのような中、大崎上島町では「いきいき百歳体操」が30の会場で実施され、各地区でもふれあいサロン活動が行われるなど、通いの場への参加状況は比較的高い状況となっている。

しかし、コロナウイルス等感染症の蔓延が長引き、参加するきっかけや機会の不足であったり、巣籠り生活による生活機能の低下、担い手不足による事業継続の問題を抱えたりしているなど、各地域で様々な課題も出ている。

これらの課題を踏まえ、地域包括支援センターとして介護予防の取組として住民運営の通いの場の支援を行い、地域の関係者との顔の見える関係や、何でも相談できる関係づくり、課題の把握など、各関係機関と連携しながら支援体制を構築していく。

テーマ	実施方法	実施予定回数
通いの場の支援	各地区のいきいき百歳体操・ふれあいサロン実施会場等へ訪問を行い、介護予防の啓発や世話人との情報交換を行う。	百歳体操 30回 サロン 23回

基本事業

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者的心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるような支援を行う。

- ① 来所・電話・訪問等による様々な相談対応（適切な機関や制度及びサービスにつなぎ、継続的にフォローする）
- ② 高齢者の見守り活動を実施している関係機関との連携
- ③ 地域の高齢者の実態把握と相談支援
- ④ 社協だより等を活用した業務内容等の広報活動 「社協だより」年12回

(2) 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための支援を行う。

- ① 成年後見制度の活用促進
- ② 老人福祉施設等への措置の支援
- ③ 高齢者虐待への対応
- ④ 困難事例への対応
- ⑤ 消費者被害の防止及び対応
- ⑥ 専門機関（司法書士会、社会福祉士会等）との連携強化

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的な個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。

- ① 関係機関との連携強化

- ・地域包括支援ネットワーク会議の開催 年4回
 - ・地域包括・在宅介護支援センター情報交換会 年12回
- ② 介護支援専門員の資質向上を目的とした事例検討会等の開催 年3回
- ③ 介護支援専門員への相談指導及び連携強化
- (4) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

個々の利用者に応じた総合的かつ効果的なケアマネジメントを作成するとともに、サービスの提供においても、住民主体の通いの場等の活用を推進する。また、包括支援センターの総合相談支援業務等で判断した高齢者を対象に、基本チェックリストを実施する。事業の該当する方（事業対象者）へは介護予防サービス計画を作成する。

- ① 相談
- ② 基本チェックリストの記入
- ③ 介護予防ケアマネジメントの実施
(アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議等)
- ④ 利用者への説明・同意
- ⑤ ケアプランの確定・交付
- ⑥ モニタリング・評価
- ⑦ 給付管理票作成・国保連合会送信

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

- ① 地域包括支援ネットワーク会議の開催 年4回（再掲）
- ② 地域包括・在宅介護支援センター情報交換会 年12回（再掲）
- ③ 市町村圏域を超えたネットワークの構築

3. 地域ケア会議の開催

個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を中心に包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向け

た支援内容を検討する地域ケア個別会議を開催し、また、地域ケア推進会議において役割分担を行いながら取組を推進する。

自立支援型地域ケア会議においては、多職種からの専門的な助言を得ることで介護予防に資するケアプラン作成とそのケアプランに即したケア等を提供する。

- ① 個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築及び地域課題の発見を目的とする「地域ケア個別会議」を開催する。
- ② 地域づくり・資源開発及び政策の形成を図る「地域ケア推進会議」と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進する。
- ③ QOL（生活の質）の向上を目指す介護予防のための「自立支援型地域ケア個別会議」の取組を推進する。

4. 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

- ① 相談
- ② 要支援認定申請に対する協力・援助
- ③ 予防給付ケアマネジメントの実施
(アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議等)
- ④ 利用者への説明・同意
- ⑤ ケアプラン確定・交付
- ⑥ モニタリング・評価
- ⑦ 給付管理票作成・国保連合会送信

5. 介護予防の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援する。町福祉課主催で実施する地域づくりに

による介護予防支援事業などへの協力を行う。

- ① 介護予防学習会・・・ふれあいサロン実施会場へ出向いて実施
- ② いきいき百歳体操

6. 町が取り組む事業との連携

(1) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携推進会議等への参加

(2) 認知症施策の推進

認知症初期集中支援チーム員会議への参加、認知症サポーター養成講座の講師役

(3) 障害者支援の推進

地域自立支援協議会等への参加

(4) 自殺対策事業の推進

自殺対策関係機関連絡会議への参加

7. 社協が取り組む事業との連携

(1) 生活支援サービスの体制整備の推進

支え合う地域づくり協議体委員会等への参加

(2) ボランティア活動や地域福祉活動の推進・支援

大崎上島町被災者生活サポートボラネット推進会議への参加 年1回

(3) 包括的な相談支援体制の構築

くらしの相談会への参加 年3回

民生委員情報交換会への参加 年9回

8. その他の業務及び研修への参加

- (1) 職員の資質向上を目的とした各種研修会、会議への参加
- (2) 認知症の人と家族の会の開催 月1回（第4金曜日）
- (3) 地域密着型サービス運営推進会議への参加 年14回
- (4) 保健福祉包括連絡会議への参加 月1回

令和5年度 大崎上島町社協居宅介護支援事業所事業計画

基本方針

大崎上島町社協居宅介護支援事業所は、介護支援専門員（ケアマネージャー）を2名配置し、介護保険で要介護認定を受けられた方が、可能な限りその居宅において、環境や能力に応じた利用者選択に基づき、適切な福祉サービスや医療・保健が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう居宅介護支援計画を立案管理し、在宅生活の継続を支援してまいります。

事業の実施においては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立を旨といたします。

また、市町村（保険者）や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び保健医療機関等との連携にも努めてまいります。

重点事業

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 要介護認定訪問調査受託事業
- (3) 医療連携の強化
- (4) 在宅介護者家族会の支援
- (5) 研修への参加

1. 居宅介護支援事業

- (1) 居宅介護ケアマネジメント業務
 - ①要介護者に対しての利用者及び家族の意向の把握・情報収集
アセスメントの実施
 - ②居宅介護サービス計画の作成
 - ③サービス担当者会議の開催
 - ④サービス提供事業所との連絡調整
 - ⑤モニタリング・評価の実施

⑥給付管理票の作成・介護報酬請求事務

- (2) 介護保険についてのご案内や、必要に応じて申請に係る代行申請の実施。
- (3) 必要に応じて保険者（町）やその他機関とも連携・調整の実施。

2. 要介護認定訪問調査受託事業

要介護認定訪問調査の実施（大崎上島町木江地区に在住している方）

3. 医療連携の強化

- ①利用者入院時、退院時等だけではなく平常時から主治医等の医療機関との連携を強化し、プラン作成に反映させる。
- ②服薬について薬局等との連携を強化する。

4. 在宅介護者家族会

在宅で介護されている方を対象に、介護についての勉強会の実施や介護者どうしの交流等を行う。

また、会員交流のリフレッシュ事業を行う。

5. 研修会参加

介護支援専門員としての技術の向上のため、研修への参加を行う。

- ①勤務者1名については「介護支援専門員更新研修」を受講させる。